

## 議案第34号 習志野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の改正により、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく中間検査※等の権限が千葉県から本市に移譲されたことに伴い、次の手数料を新設するものです。

※ 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事について、工事完了後には確認困難となることから、工程を終えたときにその都度実施する現地検査をいいます。

宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定に基づく中間検査の申請に対する審査に係る手数料		
	区 分	金額
盛土又は切土をする土地の面積	3,000平方メートル以内のもの1件につき	3,100円
	3,000平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの1件につき	6,200円
	2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの1件につき	12,400円
	4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの1件につき	24,900円
	7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの1件につき	43,600円
	10万平方メートルを超えるもの1件につき	62,300円

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第35号 習志野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 個人番号の独自利用事務

(1) 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づくシステムの標準化に伴い設けられた「住登外者宛名番号管理機能」※<sup>1</sup>による「住登外者の情報の管理に関する事務」について、国の通知に基づき追加します。

(2) 障がい者福祉に係る支給事務に関し、市民の負担軽減及び事務の合理化を図るため、次の事務を追加します。

ア 習志野市重度心身障害者医療費助成金支給事務

イ 習志野市精神障害者入院医療費助成金支給事務

ウ 習志野市中心身障害者福祉手当支給事務

※1 市で管理する住登外者(本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、市民とは別に氏名、住所等を管理しておく必要があるもの)を一意に特定するための宛名番号等を付番し、管理する機能をいいます。

2 庁内の同一機関における情報連携※<sup>2</sup>

1 (1) 及び (2) の事務について、庁内の同一機関における情報連携に係る規定を整備します。

※2 市長事務部局の部局間等、同一機関の内部における情報連携をいいます。

3 庁内の他の機関への情報提供※<sup>3</sup>

1 (1) の事務について、他の機関への情報提供に係る規定を整備します。

※3 市長事務部局、行政委員会等の間における相互の情報提供をいいます。

4 その他文言整理をします。

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第36号 習志野市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

- 1 適正な受益者負担等を確保する観点から、「習志野市使用料、手数料等の単価の積算基準」に基づき、指定管理者の更新に合わせて※1見直しを行った結果、谷津バラ園の使用料を次のように改定するものです。

区分		現行※2	改正後※2
5月1日から 6月30日まで	高校生以上65歳未満の者	560円 (550円)	840円
	65歳以上の者	280円 (250円)	420円
7月1日から 8月31日まで	高校生以上65歳未満の者	280円 (250円)	420円
	65歳以上の者	140円 (100円)	210円
9月1日から 9月30日まで	高校生以上65歳未満の者	140円 (100円)	210円
	65歳以上の者	70円 (50円)	100円
10月1日から 11月30日まで	高校生以上65歳未満の者	560円 (550円)	840円
	65歳以上の者	280円 (250円)	420円
12月1日から 翌年4月30日まで	高校生以上65歳未満の者	140円 (100円)	210円
	65歳以上の者	70円 (50円)	100円

※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和5年度の更新時は見直しを行っていません。

※2 実際の利用料金は、この額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めます。現行の欄のカッコ内の金額は、実際の利用料金です。

- 2 谷津バラ園の開園時間を次のように改正します。

区分	開園時間		閉園時間 (改正なし)
	現行	改正後	
5月1日から 6月30日まで	午前8時	午前9時	午後6時
10月1日から 11月30日まで			午後5時
上記以外の期間	午前9時 (改正なし)		

(施行期日)

令和8年4月1日から施行します。

議案第37号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を固定資産評価審査委員会の委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所	氏 名	任 期	新任・再任
習志野市実籾	しし くら よし あき 宍 倉 義 昭	3年	再任

議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
～第39号

次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

議案番号	住 所	氏 名	任 期	新任・再任
第38号	習志野市藤崎	あ そう ひろ こ 麻 生 博 子	3年	再任
第39号	習志野市谷津	た く ぼ こう いち 田久保 浩 一	3年	再任

議案第40号 工事請負契約の締結について（秋津サッカー場グラウンド人工芝化整備工事）

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 秋津サッカー場グラウンド人工芝化整備工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 3億9,596万7,000円（税込み）
- 4 契約の相手方 習志野市袖ヶ浦一丁目10番11号  
本田土木工業株式会社
- 5 工事場所 習志野市秋津三丁目7番3号
- 6 工事期間 契約日の翌日から令和8年3月31日まで
- 7 工事概要
  - (1) 撤去工  
天然芝、アスファルト舗装、散水栓、スコアボード等  
一時撤去後復旧：防球柱、両開き門扉、土留め擁壁
  - (2) グラウンド・コート用舗装工  
透水性アスファルト舗装、路床、路盤、ロングパイル  
人工芝、カラーゴムチップ舗装、各種ライン等
  - (3) 排水工  
排水溝、暗渠<sup>きよ</sup>
  - (4) 散水工  
散水栓、給水管
  - (5) 附帯施設工  
アメリカンフットボール用ゴール基礎、コーナーフラッグ  
基礎等
  - (6) その他  
張芝（多目的広場）、コンセント立上